

---

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）

# 盛土規制法に関する電子申請マニュアル

Ver 2.0  
(令和7年6月1日)

岐阜県 都市建築部 建築指導課

# 更新履歴

日付	バージョン	内容
令和7年4月1日	Ver1.0	当初
令和7年6月1日	Ver2.0	文言一部修正 (P15,P17,P18)

# 目次

内容	ページ番号		ページ番号
1 本マニュアルについて	4	1 1 許可申請 [フォーム2]	39~46
2 電子申請可能な手続き	5	1 2 変更許可申請 [フォーム2]	47~56
3 申請の種類・フォームについて	6~8	1 3 軽微な変更 [フォーム4]	57~58
4 電子申請フォームでの申請手順の概要	9	1 4 その他申請 [フォーム3]	59~60
5 電子データの作成方法等について	10~15	1 5 中間検査 [フォーム5]	61~63
6 手数料について	16	1 6 完了検査 [フォーム4]	64~65
7 システムでの申請後の注意点等について	17~18	1 7 定期報告 [フォーム4]	66~67
8 システムの操作の案内	19	1 8 その他作業	68~73
9 案内フォーム	20~22	1 9 よくある質問	74
1 0 届出申請 [フォーム3]	24~38	2 0 各種窓口・フォームURL	75

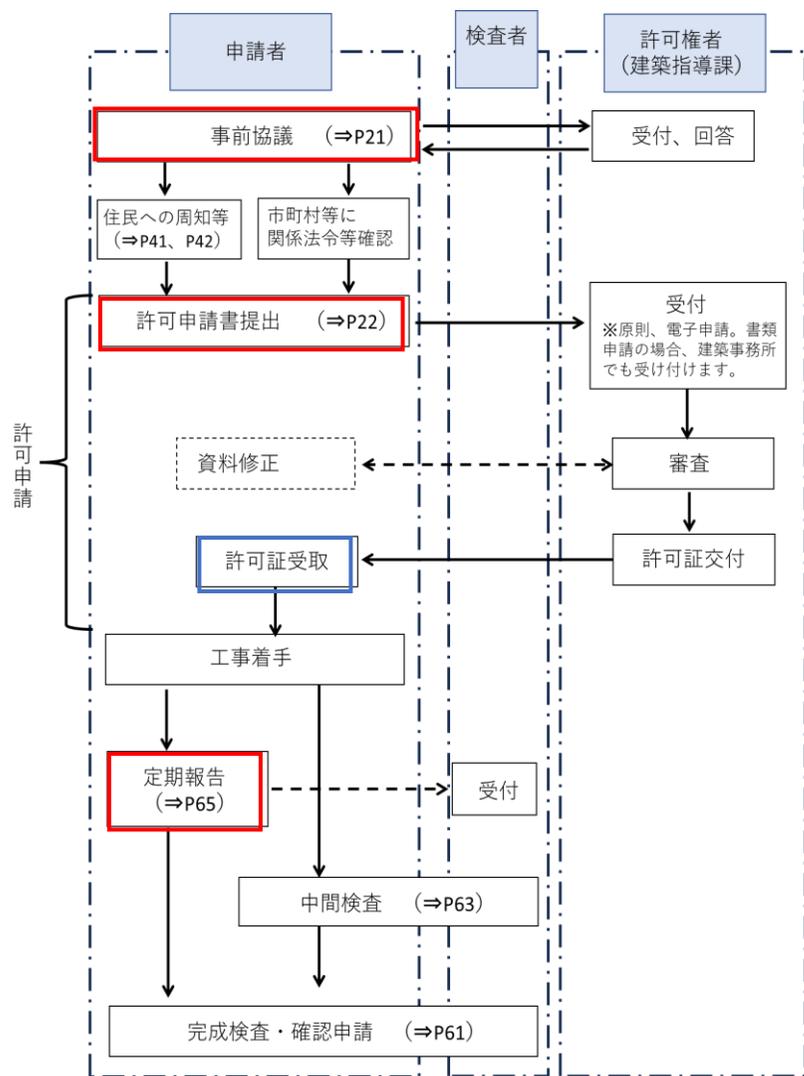
# 1 本マニュアルについて

- 本マニュアルは、岐阜市を除く岐阜県内での盛土規制法の電子申請にあたって電子データの作成方法・申請手順等を示すものである。
- 盛土規制法の書類は、書面での申請と同様です。  
詳細な申請書類及び図面等の作成方法は、盛土規制法に関する事務申請等マニュアル及び盛土規制法に関する技術的基準ガイドラインをご確認ください。
- 本マニュアルの用語は、盛土規制法に関する事務申請等マニュアル等に従います。
- 都市計画法での許可申請等及び岐阜市における盛土規制法の許可等申請は、電子申請ではなく、書面での申請となります。
- その他、盛土規制法に関する情報は建築指導課のHPに記載されているため、確認してください。  
建築指導課HP：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html>

※本マニュアルは、予告なく変更する場合がございます。

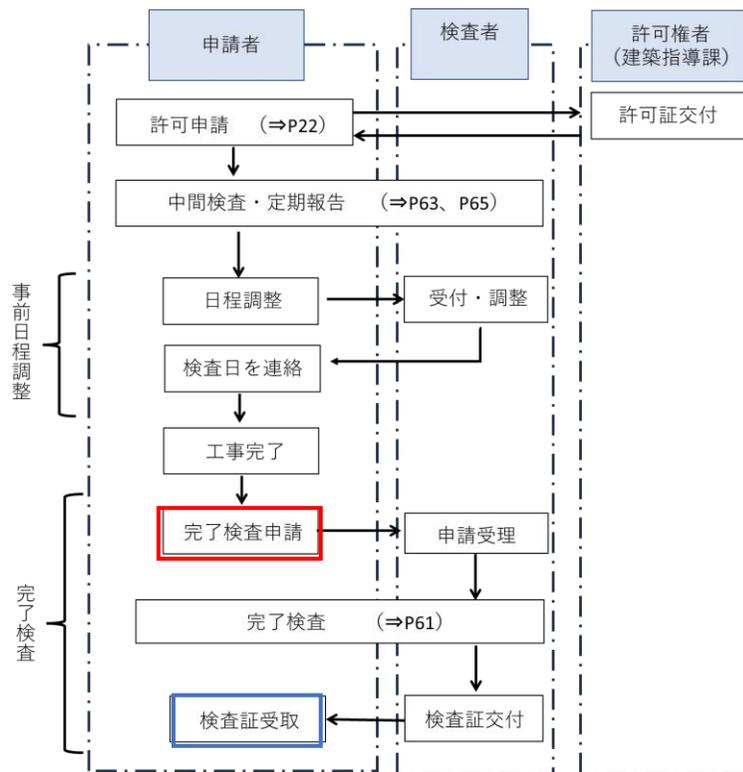
## 2 電子申請可能な手続き

【許可・届出申請・定期報告のフロー図】



※盛土規制法に関する事務申請等マニュアル (P15～P17参照)

【中間検査・完了検査のフロー図】



### ○電子申請の概要

電子申請は、「LOGOフォーム」での受付を行います。  
(左記、赤枠の項目)

なお、電子データの容量によって「クラウドシステム」を使用します。(⇒P14参照)

### ○電子申請ができない手続き

許可証等については、許可権者等から「書面」での交付となります。(左記、青枠の項目)

### 3 申請の種類・フォームについて

#### ○盛土規制法の申請別一覧

・盛土規制法に関連した申請の一覧表です。申請内容とフォーム番号を確認してください。

番号	申請内容	該当ページ※	手数料	窓口	フォーム番号
0	事前協議	P21	×	建築指導課	1
1	【宅造区域・特盛区域】許可申請	P22~P28	○	建築指導課	2
2	【宅造区域・特盛区域】変更許可申請	P55	○	建築指導課	2
3	【宅造区域・特盛区域】変更届出（軽微な変更）	P56	×	建築事務所等	4
4	【特盛区域】届出・変更届出	P44~P53、 P57	×	建築指導課	3
5	【宅造区域・特盛区域】その他申請 （区域指定の際に既に行われている工事に関する届出、 擁壁等に関する工事の届出、公共施設用地の転用の届出）	P67~P71	×	建築指導課	3
6	【宅造区域・特盛区域】中間検査	P63	○	建築事務所等	5
7	【宅造区域・特盛区域】完了検査	P61	×	建築事務所等	4
8	【宅造区域・特盛区域】定期報告	P65	×	建築事務所等	4
9	その他（適合証明書 等）				

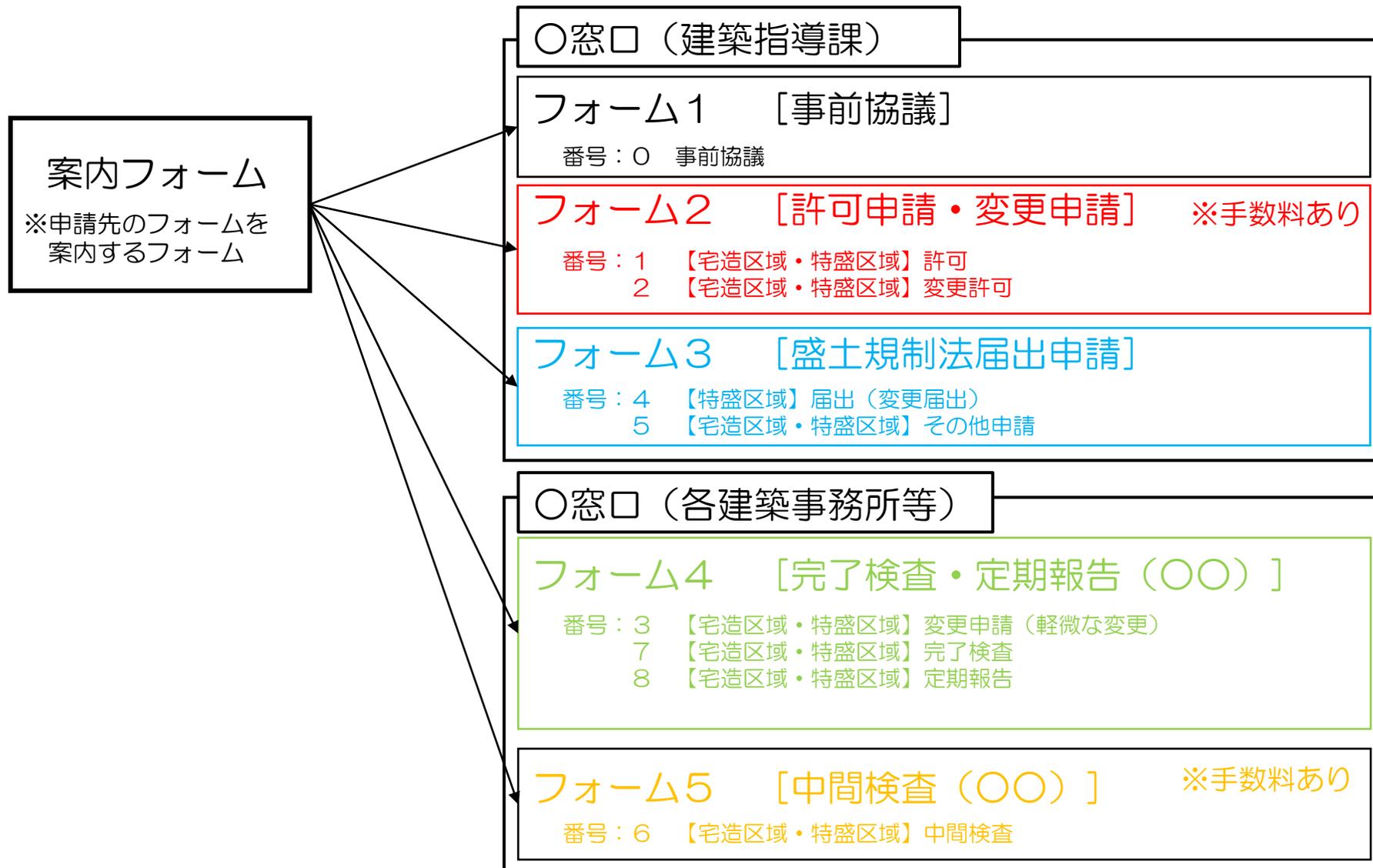
※盛土規制法に関する事務申請等マニュアルの該当ページになります。

宅地造成等工事規制区域・・・「宅造区域」、特定盛土等規制区域・・・「特盛区域」  
建築事務所等には、各建築事務所＋建築指導課

### 3 申請の種類・フォームについて

#### ○フォームの全体像

・盛土規制法に関連した電子申請で使用するフォームの全体像です。



※フォーム4及びフォーム5の（〇〇）は、各建築事務所（岐阜・西濃、中濃、東濃、飛騨）と建築指導課の5つに分かれます。

### 3 申請の種類・フォームについて

#### ○審査担当窓口（許可権者）

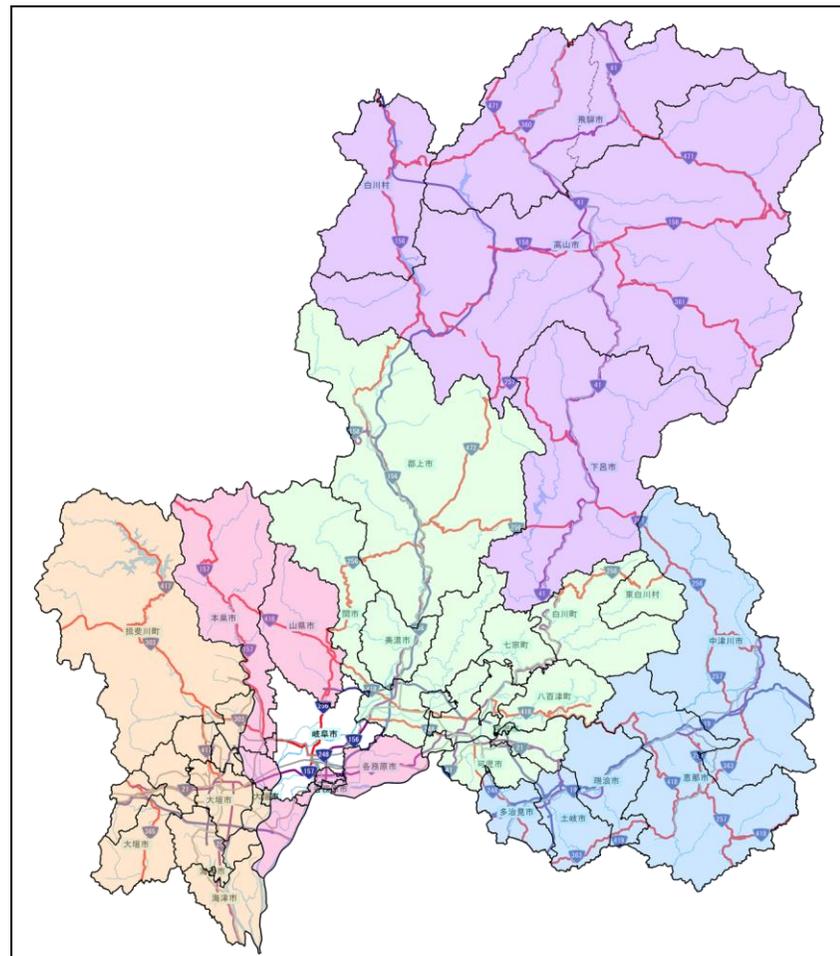
[フォーム1・フォーム2・フォーム3]

窓 口	連絡先
建築指導課 盛土規制係	住所：岐阜市藪田南2-1-1 県庁11階 電話：058-272-8631

#### ○中間・完了検査、定期報告の申請窓口（検査者）

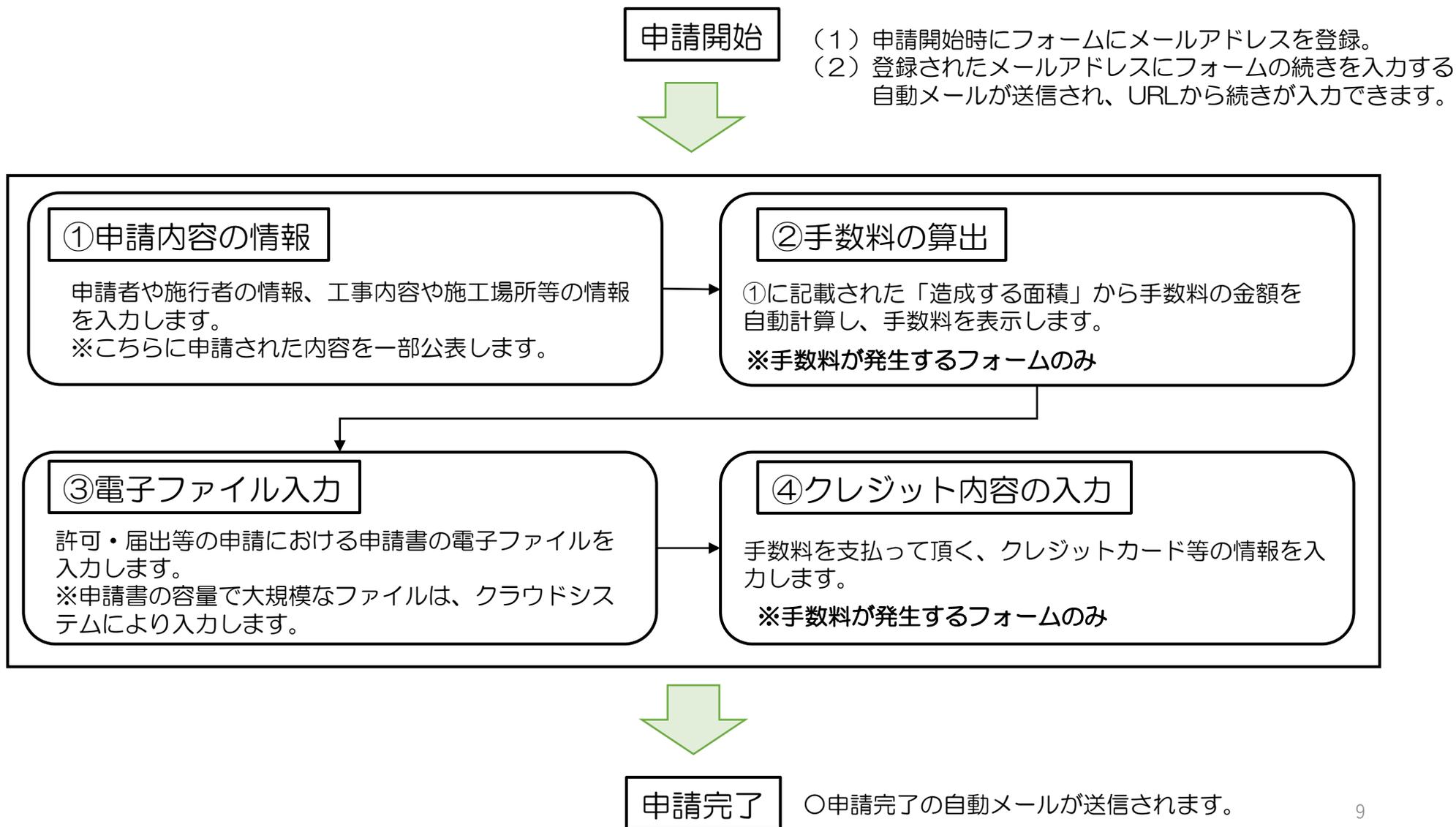
[フォーム4・フォーム5]

窓 口	所 管 区 域	連絡先
建築指導課 盛土規制係	<a href="#">岐阜地区</a> 各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	住所：岐阜市藪田南2-1-1 県庁11階 電話：058-272-8631
岐阜・西濃 建築事務所	<a href="#">西濃地区</a> 大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡	住所：大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内 電話：0584-73-1111
中濃 建築事務所	<a href="#">中濃地区</a> 可児市、関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡、可児郡	住所：美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 電話：0574-25-3111
東濃 建築事務所	<a href="#">東濃地区</a> 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	住所：多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 電話：0572-23-1111
飛騨 建築事務所	<a href="#">飛騨地区</a> 高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	住所：高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 電話：0577-33-1111



## 4 盛土規制法の電子申請フォーム内での申請手順の概要

電子申請フォーム内での申請手順は以下の手順となります。  
なお、申請書類の内容や質問項目については、フォームごとに異なります。



## 5 電子データの作成方法等について

---

電子申請において、盛土規制法の申請に関するファイルかを判別するために以下のルールにおいて、電子データを作成して、フォーム等に入力してください。

①電子ファイル名の指定

②印鑑等の書類の電子化について

③データ容量制限に伴うフォーム及びクラウドシステムの入力方法

## 5 電子データの作成方法等について

- ①電子申請にあたりフォーム等に入力する電子データのファイル名について、以下のルールにより電子ファイル名を設定し、フォーム等に入力してください。

「西暦（下2桁）+申請日+申請者名+「\_」+申請内容番号+「\_」+申請市町村+「\_」+申請書類番号+「\_」+申請書類名称」

（例：岐阜太郎が2025年（令和7年）4月1日に大垣市に行う事業で土地の形質変更で許可申請（申請内容番号：11）する際に「1. 許可申請書」のファイルを登録する場合  
→250401岐阜太郎\_11\_大垣市\_1\_許可申請書）

[システム画面]

フォーム内において、電子ファイルを入力する項目ごとにファイル名の例示を示しております。

(1) 完了検査等申請書 [様式第九]

ファイル名: 西暦（下2桁）+申請日+申請者名+「\_」+申請内容番号+「\_」+申請市町村+「\_」+申請書類番号+「\_」+申請書類名称 例: 岐阜太郎が2025年（令和7年）4月1日に大垣市に行う事業の場合 →250401岐阜太郎\_91\_大垣市\_1\_完了検査等申請書



## 5 電子データの作成方法等について

○申請内容番号：盛土規制法の申請内容を判断するために下記のような番号です。

申請内容（十桁）	
0	事前協議
1	【宅造区域・特盛区域】許可申請
2	【宅造区域・特盛区域】変更許可申請
3	【宅造区域・特盛区域】変更届出（軽微な変更）
4	【特盛区域】届出・変更届出
5	【宅造区域・特盛区域】その他申請 （区域指定の際に既に行われている工事に関する届出、 擁壁等に関する工事の届出、公共施設用地の転用の届出）
6	【宅造区域・特盛区域】中間検査
7	【宅造区域・特盛区域】完了検査
8	【宅造区域・特盛区域】定期報告
9	その他（適合証明書 等）



行為内容（一桁）	
1	土地の形質変更 （盛土・切土）
2	土石の堆積



申請内容番号

<申請内容番号例>

- 「事前相談」（番号：0）+ 「土地の形質変更」（番号：1） ⇒ 01
- 「【宅造区域】許可申請」（番号：1）+ 「土地の形質変更」（番号：1） ⇒ 11
- 「【特盛区域】区域指定時の届出」（番号：5）+ 「土石の堆積」（番号：2） ⇒ 52
- 「擁壁等に関する工事の届出」 ⇒ 50

## 5 電子データの作成方法等について

②自署、押印した書類又は印鑑証明書について、スキャン等により原本が確認できるように電子データ化してからフォーム等に入力してください。

※原本が確認できない状態（原本を電子データでとりまとめなおした一覧表等）は、同意を得ているとは判断できません。

※フォーム等に入力したデータについては、原本の提出（郵送）は不要です。

[例]

(原本)

番号	自署
0	岐阜 太郎
1	各務原 京子
2	大垣 はじめ

(原本を電子データ化した状態)

番号	自署
0	岐阜 太郎
1	各務原 京子
2	大垣 はじめ

(原本が確認できない状態の例)

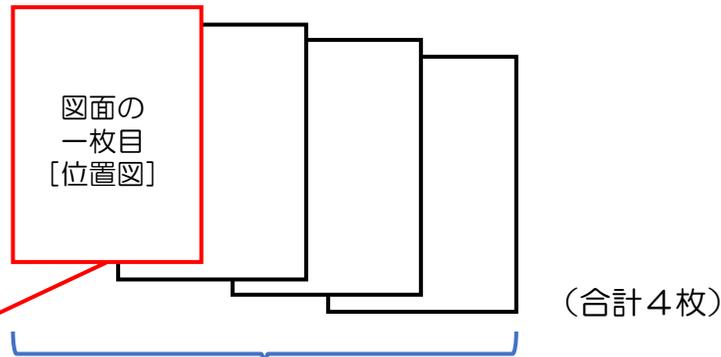
番号	自署
0	岐阜 太郎
1	各務原 京子
2	大垣 はじめ

## 5 電子データの作成方法等について

③LOGOフォームのシステムの関係上、電子ファイルは一項目あたり10MBまでのデータの容量制限がございます。

- 容量制限で電子ファイルが入力できない場合は、LOGOフォームに一枚目のみの電子ファイルを入力し、クラウドシステムにその項目における一枚目を含めたファイルの一式を入力してください。

〔例：2. 図面の場合〕



### ○申請フォーム

### ○クラウドシステム

# 5 電子データの作成方法等について

## ○クラウドシステムについて

- LOGOフォームのメールアドレス登録及び申請完了メールにおいて、自動メールの下部にクラウドシステムへのURLがございます。
- 複数の電子ファイルをクラウドにシステム入力する際は、ZIPファイルに圧縮して1つのファイルにまとめてから入力をお願いします。（圧縮後のファイル名は、1番上のファイル名としてください。）

The image shows a composite of two screenshots. The left screenshot is an email with a red box around the subject line 'メールアドレス登録（自動メール）'. The right screenshot is a web form titled 'ファイルの送信' with a red box around the 'ファイルを選択' button. Red callout boxes with arrows point to specific elements in both screenshots.

**メールアドレス登録（自動メール）**

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。  
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。  
※お手続きはまだ完了していません。本文をお読みの上、お手続きを継続してください。

お客様のメールアドレス認証が完了しました。  
引き続き、以下の URL にアクセスしてフォームへの回答をお願いします。

<https://logoform.jp/f/x76nW/2837763?key=b46087a063e6df809b9c412e9154bbba9cc18ab0b3a5dce47e8ffcc20193389d&auth=S28NAOuSKUMSq84JbzF1hQEKF1b>

※お手続き URL の有効期限は 24 時間です。  
有効期限が切れた場合はお手数ですが、再度メール認証からやり直していただきますようお願いいたします。

盛土規制法の許可申請は、上記にのフォームより入力ください。  
申請書の容量が不足する場合は、下記のフォームより入力ください。  
URL（建築指導課）：（でき次第公表します）

**クラウドシステム [画面]**

ア) 「ファイルを選択」をクリックして電子ファイルを入力してください。

イ) 登録完了後、「送信」をクリックしてください。

クラウドシステムのURLになります。

## 6 手数料について

### ○手数料の納入について

- 手数料は、Logoフォーム上にクレジットカード情報を入力した後に申請が完了されたら、自動的に処理されます。
- 審査が開始された場合は、手数料の返還は行いません。

### [システム画面]

クレジットカード情報の入力  
お支払いに利用されるクレジットカードの情報をご入力ください。

ご利用可能なカード一覧

VISA        JCB        

カード番号 **必須**  
1234567890123456

※ハイフン(-)は入力しないでください。

有効期限 **必須**  
月    年

支払い回数 **必須**  
一括払い

セキュリティコード **必須**

セキュリティコードとは、カード裏面（アメリカン・エクスプレスカードは表面）に印刷されている3桁または4桁の数字のことです。  
※ここに数字が印刷されていないカードはご利用できません。

AMERICAN EXPRESS

### [注意事項]

- 手数料は、許可申請等（フォーム2）、中間検査（フォーム5）のみ必要になります。
- LOGOフォーム（左側）でご利用可能なクレジットカード一覧がございますので、それ以外を利用されている場合は、書面での申請をお願いします。

## 7 システムでの申請の注意点等について

### ○申請の注意点等

- 「申請状況」が「受付」以外になった場合（例えば、「審査開始」、「対応済み」等）は、審査が開始したと判断します。審査が開始された場合は、手数料の返還は行いません。  
※「申請状況」の確認方法は、P69をご確認ください。
- 申請後に申請者の都合による申請内容（入力された電子ファイルを含めて）の変更はできません。フォーム等での申請の際に注意してください。

#### [書類等の修正]

- 許可申請等の資料の補正指示や申請内容の修正等は、許可権者又は検査者等から指示させていただくため、ご対応願います。

#### [申請時間]

- 電子システムの運用上、各月末の12時（正午）～翌月の午前8時30分まで電子申請を行うことができません。また、月末が土日の場合は、その前の開庁日の12時以降、電子申請することができません。

例：5月30日（金） ～午前11時59分 申請可能、12時（正午）～ 申請不可  
5月31日（土） 終日申請不可  
6月 1日（日） 終日申請不可  
6月 2日（月） ～午前8時29分 申請不可、 午前8時30分～ 申請可能

※電子システムの運用上、手数料額が月末時点で確定されてしまいますので、極力月末の申請はご控えください。

※申請開始時刻は目安であり、システム反映の時間により前後する可能性があります。

## 7 システムでの申請の注意点等について

### ○許可証（変更許可証）・中間検査済証・完了検査済証（確認済証）・適合証明書について

許可証（変更許可証）・中間検査済証・完了検査済証（確認済証）・適合証明書については、  
「書面」での交付となります。

- ・許可証（変更許可証）・適合証明書の交付は、基本的に許可権者の窓口から交付します。
- ・中間検査済証・完了検査（確認済証）は、検査者の窓口から交付します。

### ○中間・完了検査、定期報告の申請窓口（検査者）

窓 口	所 管 区 域	連絡先
建築指導課 盛土規制係	<a href="#">岐阜地区</a> 各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	住所：岐阜市藪田南2-1-1 県庁1 1階 電話：058-272-8631
岐阜・西濃 建築事務所	<a href="#">西濃地区</a> 大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡	住所：大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内 電話：0584-73-1111
中濃 建築事務所	<a href="#">中濃地区</a> 可児市、関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡、可児郡	住所：美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 電話：0574-25-3111
東濃 建築事務所	<a href="#">東濃地区</a> 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	住所：多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 電話：0572-23-1111
飛騨 建築事務所	<a href="#">飛騨地区</a> 高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	住所：高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 電話：0577-33-1111

## 8 システム操作の案内（目次）

- フォームの一連の操作手順を「4届出書 [フォーム3]」を例に説明します。（P24～参照）  
※フォームごとに質問内容及び書類が異なりますが、大まかな操作手順は変わりません。
- それ以外の説明は、申請内容ごとに特筆すべきもののみを掲載しております。

番号	申請内容	フォーム番号	説明ページ
0	事前協議	1	P24
1	【宅造区域・特盛区域】許可申請	2	P21
2	【宅造区域・特盛区域】変更許可申請	2	P51
3	【宅造区域・特盛区域】変更届出（軽微な変更）	4	P52
4	【特盛区域】届出・変更届出	3	P24
5	【宅造区域・特盛区域】その他申請 （区域指定の際に既に行われている工事に関する届出、 擁壁等に関する工事の届出、公共施設用地の転用の届出）	3	P64～P69
6	【宅造区域・特盛区域】中間検査	5	P60
7	【宅造区域・特盛区域】完了検査	4	P58
8	【宅造区域・特盛区域】定期報告	4	P62
9	その他（適合証明書 等）		

---

[案内フォーム]

[URL]

<https://logoform.jp/form/T8mB/861002>

## 9 案内フォーム（フォームの概要）

- 盛土規制法の申請先を案内するために「案内フォーム」を作成しました。
  - ※申請先が分かっている場合は、案内フォームを経由する必要はありません。
  - ※案内用のフォームであるため、案内フォームの申請作業はありません。
- 案内フォームは、以下のフローに基づき、申請先を表示しております。

①申請する内容	
申請内容（十桁）	
0	事前協議
1	【宅造区域・特盛区域】許可申請
2	【宅造区域・特盛区域】変更許可申請
3	【宅造区域・特盛区域】変更届出（軽微な変更）
4	【特盛区域】届出・変更届出
5	【宅造区域・特盛区域】その他申請 （区域指定の際に既に行われている工事に関する届出、擁壁等に関する工事の届出、公共施設用地の転用の届出）
6	【宅造区域・特盛区域】中間検査
7	【宅造区域・特盛区域】完了検査
8	【宅造区域・特盛区域】定期報告
9	その他（適合証明書 等）

②申請する県の組織
窓口
建築指導課
岐阜・西濃建築事務所
中濃建築事務所
東濃建築事務所
飛騨建築事務所

申請先の表示

※①で3、6、7、8、9を選択した場合に②が表示されます。

# 9 案内フォーム

## システム画面 [1]

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

### 岐阜県 盛土規制法 案内フォーム

**本フォームの使用に当たっての留意事項**

- ・本フォームは、岐阜県における盛土規制法に関する申請等について、申請窓口を案内するものである。
- ・都市計画法に基づく開発許可を得ている場合（みなし許可）については、都市計画法の窓口にご確認ください。
- ・その他ご不明な点がございましたら、岐阜県建築指導課HPより「盛土規制法に関する電子申請マニュアル」をご確認ください。  
URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html>
- ・リンク先URL一覧

フォーム1 [事前協議] : <https://logoform.jp/form/T8mB/945306>  
フォーム2 [許可・変更申請] : <https://logoform.jp/form/T8mB/967264>  
フォーム3 [届出申請等] : <https://logoform.jp/form/T8mB/945754>  
フォーム4 [完了検査・定期報告：建築指導課] : <https://logoform.jp/form/T8mB/945767>  
[完了検査・定期報告：岐阜・西濃建築事務所] : <https://logoform.jp/form/T8mB/975125>  
[完了検査・定期報告：中濃建築事務所] : <https://logoform.jp/form/T8mB/970949>  
[完了検査・定期報告：東濃建築事務所] : <https://logoform.jp/form/T8mB/971309>  
[完了検査・定期報告：飛騨建築事務所] : <https://logoform.jp/form/T8mB/970199>  
フォーム5 [中間検査：建築指導課] : <https://logoform.jp/form/T8mB/963353>  
[中間検査：岐阜・西濃建築事務所] : <https://logoform.jp/form/T8mB/975146>  
[中間検査：中濃建築事務所] : <https://logoform.jp/form/T8mB/971061>  
[中間検査：東濃建築事務所] : <https://logoform.jp/form/T8mB/971313>  
[中間検査：飛騨建築事務所] : <https://logoform.jp/form/T8mB/970959>

申請先が分かっている場合は、  
こちらのURLから申請ができます。

# 9 案内フォーム

## システム画面 [2]

申請する内容を以下から選択してください。

ア) 申請する内容をクリックしてください。

- 0 事前協議
- 1【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域】許可申請（法第12条第1項・法第30条第1項）
- 2【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域】変更許可申請（法第16条第1項・法第35条第1項）
- 3【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域】変更申請（軽微な変更）（法第16条第2項・法第35条第2項）
- 4【特定盛土等規制区域】届出申請（法第26条第1項）・変更届出申請（法第27条第1項）
- 5【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域】その他申請（規制区域指定の際に行われている工事に関する届出（法第21条第1項、法第40条第1項）等）
- 6【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域】中間検査
- 7【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域】完了検査・確認検査
- 8【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域】定期報告
- 9 その他（適合証明書、廃止届 等）

申請する地域に該当する県の組織を選択してください。なお、2つにまたがる場合につきましては、造成する面積の大きい方を選択してください。

- 建築指導課（各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡）
- 岐阜・西濃建築事務所（大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八町、揖斐郡）
- 中濃建築事務所（可児市、関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡、可児郡）
- 東濃建築事務所（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市）
- 飛騨建築事務所（高山市、飛騨市、下呂市、大野郡）

【ア）3, 6, 7, 8, 9を選択した場合】  
申請する県の組織をクリックしてください。  
※ア）9を選択した場合は、県の組織に加えて申請内容も追加で選択が必要です。

3【宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域】変更申請（軽微な変更）（法第16条第2項・法第35条第2項）：建築指導課

本申請は、以下のアドレスより申請してください。

URL:<https://logoform.jp/form/T8mB/945767>

申請内容に関する質問は、以下に問い合わせください。

建築指導課（058-272-8631）

申請先の表示

▲ 本フォームでは、申請を行えませんので、上記のURLより申請をお願いします。※申請を防ぐためのエラーになります。

→ 確認画面へ進む

🔒 入力内容を一時保存する

イ) 申請先の表示に各建築事務所のフォームのアドレス及び連絡先を記載します。

### <注意事項>

- ・フォームは、申請できないようにエラーメッセージを表示しております。

## 【特盛区域】届出・変更届出 [フォーム3]

[URL (フォーム3)]

<https://logoform.jp/form/T8mB/945754>

申請手順	該当項目
申請開始	P 2 5 ~ P 2 7
①申請内容の情報	P 2 8 ~ P 3 4
②手数料の算出	-
③ファイル入力	P 3 5 ~ P 3 7
④クレジット内容の入力	-
申請完了	P 3 8

# 10 届出申請 [フォーム3] (申請開始)

## (1) 申請フォーム画面

**入力フォーム**

このフォームは、株式会社トラストバンクが提供する電子申請サービス「LoGoフォーム」へログインをして申請することができます。  
ご希望の申請方法を選び、次の画面に進んでください。

**このまますぐに申請する**  
ゲストとして申請を進めます。  
※メールアドレス認証が必要な場合があります。

**ログインして申請**  
ログインまたはアカウント登録をして申請を進めます。

**アカウント登録でマイページをご利用できます**

- ① 自分の申請履歴を確認できます。
- ② 氏名や住所などの登録内容を利用して、申請フォームへ自動入力できます。
- ③ 電子文書の確認や支払いが必要な申請もすぐわかります。

**LoGoフォーム**

**新規申請の場合は、「申請へ進む」をクリックしてください。  
※ログインなしでも申請可能です。**

**ログインすると自分の申請情報を一部自動入力することが可能となります。  
なお、全ての申請において、ログインを「任意」としております。**

**ログイン** **新規アカウント登録**

**digicert**  
E-Secure  
Click to verify

※複数個所での申請の場合は、その都度申請を行ってください。

# 10 届出申請 [フォーム3] (申請開始)

## (2) メールアドレス登録 [1]

申請について

入力フォーム - メール認証

① 入力

メール登録完了

メールアドレス登録及び認証をお願いします。

メールアドレスが正しく登録できることを確認します。お客様が受信可能なメールアドレスを入力し、送信ボタンを押してください。

メールアドレス 必須

0 / 128

→ 送信

イ) 「送信」をクリックしてください。

ア) 登録用のメールアドレスを入力ください。

 本サイトでの送信者様の個人情報はデジサートのSSLにより保護されており、デジサートの認証情報によりサイトの運営者、企業・組織の法的責任、物理的実在性を証明しています。

# 10 届出申請 [フォーム3] (申請開始)

## (2) メールアドレス登録 [2]

入力フォーム - メール認証

✓ 入力

2 メール送信完了

認証メール送信完了

ご入力いただいたメールアドレス宛にメールをお送りしました。  
メール内に記載されたURLをクリックして、回答を始めてください。

メールアドレス登録 (自動メール)

no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp  
宛先

☺ 返信 全員に返信 → 転送 2025/01/08 (水) 15:5

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。  
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。  
※お手続きはまだ完了していません。本文をお読みの上、お手続きを続行してください。

こちらのURLをクリックし、申請を再開してください。

お客様のメールアドレス認証が完了しました。  
引き続き、以下のURLにアクセスしてフォームへの回答をお願いします。

[https://logoform.jp/ff/x76nW/2837763?  
key=b46087a063e6df809b9c412e9154bba9cc18ab0b3a5dce47e8ffcc20193389d&auth=S28NAOuSKUMSq84JbZF1hQEKF1bumoX3Ysdy0Jg\\_hbe9laF569gHtH3cOxM8EJsbw2y2vi5ekF9H9pws6NaJQ8\\_v4UJCGik0eL63g3cHrQIPVh9bp5uhS0V64RlwwC3-1SBvF8AfYPsMwBKLgWJ3Zg](https://logoform.jp/ff/x76nW/2837763?key=b46087a063e6df809b9c412e9154bba9cc18ab0b3a5dce47e8ffcc20193389d&auth=S28NAOuSKUMSq84JbZF1hQEKF1bumoX3Ysdy0Jg_hbe9laF569gHtH3cOxM8EJsbw2y2vi5ekF9H9pws6NaJQ8_v4UJCGik0eL63g3cHrQIPVh9bp5uhS0V64RlwwC3-1SBvF8AfYPsMwBKLgWJ3Zg)

※お手続きURLの有効期限は24時間です。  
有効期限が切れた場合はお手数ですが、再度メール認証からやり直していただきますようお願いいたします。

盛土規制法の許可申請は、上記のフォームより入力ください。  
申請書の容量が不足する場合は、下記のフォームより入力ください。

URL (建築指導課) : (でき次第公表します)

クラウドシステムのURLになります。

# 10 届出申請 [フォーム3] (①申請内容の情報)

## (3) 申請にあたっての注意事項および確認 [1]

入力フォーム

1 入力 2 入力2 3 入力3 4 確認 5 完了

下記のフォームにご入力をお願いします。

# 岐阜県

---

## 盛土規制法 (届出申請)

### [フォーム3]

フォームの説明及び注意事項が掲載されているため、申請時にご確認ください。

**申請にあたっての注意事項**

本フォームは、盛土規制法の特定盛土等規制区域内における届出及び区域指定時における届出、擁壁、公共施設用地の転用に関する届け出の申請フォームとなります。

- 盛土規制法の許可申請、中間検査、完了検査、定期報告等については、別のフォームであるため、下記の案内フォームをご活用ください。  
URL (案内フォーム) : <https://logofom.jp/form/T8mB/848954>
- システムの運用上、開庁日の各月末の17時~翌月の8時30分まで電子申請を行うことができません。  
なお、申請開始時刻は目安であり、システム反映の時間により前後する可能性があります。
- 本申請フォームは、予告なく変更したり、公開を中断する場合があります。
- その他ご不明な点がございましたら、岐阜県建築指導課HPより「盛土規制法に関する電子申請マニュアル」をご確認ください。  
URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html>

「申請にあたっての注意事項」について、確認しましたか? **必須**

はい

# 10 届出申請 [フォーム3] (①申請内容の情報)

## (3) 申請にあたっての注意事項および確認 [2]

### 盛土規制法 (届出申請) [フォーム3]

#### 申請にあたっての注意事項

本フォームは、盛土規制法の特定盛土等規制区域内における届出及び区域指定時における届出、擁壁、公共施設用地の転用に関する届出の申請フォームです。

・盛土規制法の許可申請、中間検査、完了検査、定期報告等については、別のフォームであるため、下記の案内フォームをご活用ください。

URL (案内フォーム) : <https://logoform.jp/form/T8m8/848954>

・システムの運用上、開庁日の各月末の17時～翌月の8時30分まで電子申請を行うことができません。

なお、申請開始時刻は目安であり、システム反映の時間により前後する可能性があります。

・本申請フォームは、予告なく変更したり、公開を中断する場合があります。

・その他ご不明点がございましたら、岐阜県建築指導課HPより「盛土規制法に関する電子申請マニュアル」をご確認ください。

URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/eage/359943.html>

ア) 申請にあたっての注意事項を確認して、問題なければ、チェックしてください。

「申請にあたっての注意事項」について、確認しましたか? **必須**

はい

電子ファイルの入力には、容量制限 (1項目当たり10MB以内) がございます。 ※電子ファイルが容量の関係で入力できない (エラーが発生する) 場合は、クラウド (メールアドレスの登録後の自動メールの下部に記載のあるアドレス) にファイルを入力してください。 **必須**

はい

イ) 岐阜県の申請の確認です。問題なければ、チェックしてください。

本フォームは、岐阜県の申請フォームとなりますが、間違いはないですか? **必須**

※岐阜市での申請の場合は、岐阜市が窓口となります。 **必須**

はい

ウ) ア) 及びイ) のチェックが完了したら、クリックして次に進んでください。

→ 次の画面へ進む

入力内容を一時保存する

# 10 届出申請 [フォーム3] (①申請内容の情報)

## (4) 申請日・申請者情報の入力 [1]

入力フォーム

1 入力1 2 入力2 3 入力3

申請に関する共通事項

申請日 **必須**

申請者 (代理人) 情報の入力 ※こちらのメールアドレス等に連絡します。

氏名

氏 **必須** 名 **必須**

住所

郵便番号 **必須** 都道府県 **必須** 市区町村 **必須**

番地 **必須** マンション・部屋番号

電話番号

電話番号 **必須**

メールアドレス

メールアドレス **必須** メールアドレス (確認) **必須**

建造主 (工事主) 情報の入力 ※申請者本人が施工する場合は、入力不要です。

氏名

30

申請日・申請者情報の入力を記入してください。  
※代理で申請される場合は、こちらに代理人の  
情報を入力し、次のページに対応ください。

# 10 届出申請 [フォーム3] (①申請内容の情報)

## (4) 申請日・申請者情報の入力 [2]

メールアドレス

メールアドレス 必須 0 / 128

メールアドレス (確認) 必須 0 / 128

築造主情報の入力を記入してください。  
(任意：代理申請の場合は、必須)

**築造主 (工事主) 情報の入力 ※申請者本人が施工する場合は、入力不要です。**

氏名

氏 0 / 64

名 0 / 64

住所

郵便番号 0 / 8

都道府県 ▼

市区町村 0 / 64

番地 0 / 64

マンション・部屋番号 0 / 64

電話番号

電話番号 0 / 15

メールアドレス

メールアドレス 0 / 128

メールアドレス (確認) 0 / 128

### 申請内容

**申請種別 必須**

- 1【特定盛土等規制区域】届出 (法第27条)
- 2【特定盛土等規制区域】変更届出 (法第28条)
- 3 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出 (法第21条第1項又は法第40条第1項)
- 4 区域指定の際に既に行われている工事に関する変更届出
- 5 擁壁等に関する工事に関する届出 (法第21条第3項又は法第40条第3項)
- 6 公共施設用地の転用の届出 (法第21条第4項又は法第40条第3項)

# 10 届出申請 [フォーム3] (①申請内容の情報)

## (5) 申請種別及び行為内容の入力

電話番号 0 / 15

メールアドレス 0 / 128

メールアドレス (確認) 0 / 128

---

**申請内容**

**申請種別** 必須

- 1【特定盛土等規制区域】届出 (法第27条)
- 2【特定盛土等規制区域】変更届出 (法第28条)
- 3 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出 (法第21条第1項又は法第40条第1項)
- 4 区域指定の際に既に行われている工事に関する変更届出
- 5 擁壁等に関する工事に関する届出 (法第21条第3項又は法第40条第3項)
- 6 公共施設用地の転用の届出 (法第21条第4項又は法第40条第3項)

**行為内容** 必須

- 土地の形質変更
- 土石の堆積

**申請の概要**  
※こちらで入力した内容を公表します。

**工事施行者の氏名又は名称** 必須

〇〇 又は 〇〇株式会社 代表 〇〇 〇〇 0 / 60000

**工事の期間** 必須

ア) 申請種別を選択してください。

[注意] 令和7年3月31日までに着工している  
工事に関する届出は、別の手続きになります。  
(P60をご確認ください。)

イ) 行為内容を選択してください。

土地の形質変更：盛土・切土  
土石の堆積：一時的な土石の堆積

# 10 届出申請 [フォーム3] (①申請内容の情報)

(6) 申請の概要 [1] ※「申請の概要」に入力された情報を公表させていただきます。

**申請の概要**  
※こちらで入力した内容を公表します。

**工事施行者の氏名又は名称** 必須

岐阜 太郎

5 / 6000

ア) 工事施行者及び工事の期間(予定)を入力してください。

**工事の期間** 必須

**着手予定月日** 必須

2025-05-06

**完了予定月日** 必須

2026-03-31

**盛土もしくは切土の高さ又は土石の堆積の最大高さ (m)** 必須

1.52

イ) 高さを入力してください。  
※単位の入力不要です。

**盛土もしくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 (m<sup>2</sup>)** 必須

**A:許可の要否を判断する面積** 必須

550.2

**B:造成する面積** 必須

1112.8

**C:土地の面積**

2108.6

ウ) 土地の面積を入力してください。  
※単位の入力不要です。

# 10 届出申請 [フォーム3] (①申請内容の情報)

## (6) 申請の概要 [2] ※「申請の概要」に入力された情報を公表させていただきます。

盛土もしくは切土をする又は土石の堆積の最大土量 (m3) **必須**

1000.00

ア) 盛土の土量を入力してください。  
※単位の入力不要です。

施工箇所の緯度 **必須**  
※世界測地系10進数表記で記載してください。(小数点以下6桁まで入力してください。) **必須**

35.391174

イ) 施工箇所の緯度経度を入力してください。  
世界測地系10進数表記で少数点6桁まで記入してください。  
(例; 岐阜県庁 緯度: 35.391174 経度: 136.723657)

施工箇所の経度 **必須**  
※世界測地系10進数表記で記載してください。(小数点以下6桁まで入力してください。) **必須**

136.723657

※入力の桁が足りない場合に注意文が表示されます。入力情報を確認してください。

【注意】緯度経度の入力桁数が不足している可能性があるため、本文を表示しております。  
緯度経度は、世界測地系10進数表記で小数点以下6桁までの表示となります。  
入力桁数が不足している可能性があるため、ご確認ください。  
※最後桁が「0」の場合でも表示されるため、その場合は、入力続けてください。

ウ) 入力情報や造成する面積を確認して  
問題なければ、チェックしてください。

申請内容の確認

申請にあたって、造成する面積等の入力情報は間違いないですか? **必須**

はい

「申請の概要」に入力した情報を盛土規制法に基づき公表しますが、問題ありませんか? **必須**

はい

エ) ア) ~ウ) の入力が完了しましたら、  
クリックして次に進んでください。

← 1つ前の画面に戻る   **→ 次の画面へ進む**   入力内容を一時保存する

# 10 届出申請 [フォーム3] (③ファイル入力)

(7) 電子ファイル入力 [1] ※ (5) の「申請種別」「行為内容」の入力情報により申請資料が異なります。

### 届出 (特盛区域) の場合

1 入力1 2 入力2 3 入力3 4 確認 5 完了

**届出書 (特盛区域: 土地の形質変更)**

**(1) 届出書 [様式十九] 必須**  
ファイル名: 西暦 (下2桁) + 申請日 + 申請者名 + 「\_」 + 申請内容番号 + 「\_」 + 申請市町村 + 「\_」 + 申請書類番号 + 「\_」 + 申請書類名称 例: 岐阜太郎が2025年 (令和7年) 4月1日に大垣市に行う事業の場合 →250401岐阜太郎\_41\_大垣市\_1\_届出書 必須

250401岐阜太郎...\_1\_届出書.pdf (4.1 MB) ×

アップロードされたファイル

**(2) 図面 必須**  
ファイル名: 西暦 (下2桁) + 申請日 + 申請者名 + 「\_」 + 申請内容番号 + 「\_」 + 申請市町村 + 「\_」 + 申請書類番号 + 「\_」 + 申請書類名称 例: 岐阜太郎が2025年 (令和7年) 4月1日に大垣市に行う事業の場合 →250401岐阜太郎\_41\_大垣市\_2\_図面 必須

1 位置図  2 地形図  3 土地の平面図  4 土地の断面図  5 土地の求積図  6 排水施設の平面図  7 排水施設の構造図 (添付資料: 流量計算書及び流域図)  8 崖の断面図  9 擁壁の断面図

10 擁壁の背面図  11 崖面崩壊防止施設の断面図  12 崖面崩壊防止施設の背面図  その他

250401岐阜太郎...市\_2\_図面.pdf (4.1 MB) ×

アップロードされたファイル

**(3) 申請地及びその周辺の写真 必須**  
ファイル名: 西暦 (下2桁) + 申請日 + 申請者名 + 「\_」 + 申請内容番号 + 「\_」 + 申請市町村 + 「\_」 + 申請書類番号 + 「\_」 + 申請書類名称 例: 岐阜太郎が2025年 (令和7年) 4月1日に大垣市に行う事業の場合 →250401岐阜太郎\_41\_大垣市\_3\_申請地及び周辺の写真 必須

250401岐阜太郎...の周辺の写真.pdf (4.1 MB) ×

アップロードされたファイル

ファイル名の例示を各項目の下に記載しております。  
名前を付ける際の参考にしてください。

ア) 各申請資料を作成し、電子ファイル  
を入力してください。

イ) 図面は添付する電子ファイルをチェック  
した上で電子ファイルを入力してください。

# 10 届出申請 [フォーム3] (③ファイル入力)

## (7) ファイル入力 [2]

ファイル名: 西暦(下2桁)+申請日+申請者名+「\_」+申請内容番号+「\_」+申請市町村+「\_」+申請書類番号+「\_」+申請書類名称 例: 岐阜太郎が2025年(令和7年)4月1日に大垣市に行う事業の場合 →250401岐阜太郎\_41\_大垣市\_4\_届出者の確認書類(個人) ※法人の申請の場合は、「個人」を「法人」に変更してください。 **必須**



### (5) 委任状

ファイル名: 西暦(下2桁)+申請日+申請者名+「\_」+申請内容番号+「\_」+申請市町村+「\_」+申請書類番号+「\_」+申請書類名称 例: 岐阜太郎が2025年(令和7年)4月1日に大垣市に行う事業の場合 →250401岐阜太郎\_41\_大垣市\_5\_委任状



※代理人が申請手続きを行う場合

### (6) その他(都道府県知事が必要と認める書類)

ファイル名: 西暦(下2桁)+申請日+申請者名+「\_」+申請内容番号+「\_」+申請市町村+「\_」+申請書類番号+「\_」+申請書類名称 例: 岐阜太郎が2025年(令和7年)4月1日に大垣市に行う事業の場合 →250401岐阜太郎\_41\_大垣市\_6\_その他



ア) 申請にあたっての資料(電子ファイル)を確認し、問題なければ、チェックしてください。

### 申請内容の確認

申請にあたって、添付した資料について間違いないですか? **必須**

はい

イ) ア)を確認し、問題なければ、クリックして次に進んでください。

申請後、許可権者等からの修正指示等があった場合は、対応ください。 **必須**

了解しました。

← 1つ前の画面に戻る

→ **確認画面へ進む**

🗄️ 入力内容を一時保存する

# 10 届出申請 [フォーム3] (③ファイル入力)

## (8) 申請内容の確認

入力フォーム

入力1 入力2 入力3 4 確認

入力内容確認

「申請にあたっての注意事項」について、確認しましたか？  
はい

電子ファイルの入力には、容量制限（1項目当たり10MB以内）がございます。 ※電子ファイルが容量の関係で入力できない（エラーが発生する）場合は、クラウド（メールアドレスの登録後の自動メールの下部に記載のあるアドレス）にファイルを入力してください。  
はい

本フォームは、岐阜県の申請フォームとなりますが、間違いありませんか。  
※岐阜市での申請の場合は、岐阜市 はい

申請日  
2025年4月1日

申請者（代理人）情報の入力 ※こちらのメールアドレス等に連絡します。  
氏名 岐阜 太郎  
住所 〒5008570 岐阜県 岐阜市 数田南2丁目1-1  
電話番号 0582728631  
メールアドレス c11655@pref.gifu.lg.jp

建造主（工事主）情報の入力 ※申請者本人が施工する場合は、入力不要です。  
氏名  
住所 〒  
電話番号  
メールアドレス

(4) 書類（個人、法人）  
ファイル名: [例] +申請市町村+「」+申請書  
日+申請者名+「」+申請内容番号  
+「」+申請市町村+「」+申請書  
類番号+「」+申請書類名称  
例: 岐阜太郎が2025年(令和7  
年)4月1日に大垣市に行う事業の  
場合 →250401岐阜太郎\_41\_大垣市  
\_4\_届出書の確認書類(個人) ※法  
人の申請の場合は、「個人」を「法  
人」に変更してください。

(5) 委任状  
ファイル名: 西暦(下2桁)+申請  
日+申請者名+「」+申請内容番号  
+「」+申請市町村+「」+申請書  
類番号+「」+申請書類名称  
例: 岐阜太郎が2025年(令和7  
年)4月1日に大垣市に行う事業の  
場合 →250401岐阜太郎\_41\_大垣市  
\_5\_委任状

(6) その他（都道府県知事が必要と認める書類）  
ファイル名: 西暦(下2桁)+申請  
日+申請者名+「」+申請内容番号  
+「」+申請市町村+「」+申請書  
類番号+「」+申請書類名称  
例: 岐阜太郎が2025年(令和7  
年)4月1日に大垣市に行う事業の  
場合 →250401岐阜太郎\_41\_大垣市  
\_6\_その他

申請にあたって、添付した資料について間違いありませんか？  
はい

申請後、許可権者等からの修正指示等があった場合は、対応ください。  
了解しました。

ア) 申請内容を確認してください。

イ) 申請内容を確認し、問題なければ、クリックして次に進んでください。  
※「送信」後の入力内容の修正はできません。

← 最初に戻る ← 1つ前の画面に戻る → 送信

※「送信」前において、資料の修正がある場合は、「1つ前の画面に戻る」により回答を修正して進んでください。

# 10 届出申請 [フォーム3] (申請完了)

## (9) 申請完了

### LOGOフォーム (申請完了画面)

入力フォーム

入力1 入力2 入力3 確認 決済情報入力 決済情報確認 完了

送信完了

ご入力ありがとうございました。

< 受付番号: YD00000864 >

入力内容を印刷する

最初の画面に戻る

### 申請完了メール (自動メール)

送信完了 - 03-届出申請 (盛土規制法) [受付番号:BE00000246] - メッセージ (テキスト形式)

no-reply@logoform-st-japan.asp.lgwan.jp  
宛先 ○ 建築指導課

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。  
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

ご入力ありがとうございました。

フォーム名:  
03-届出申請 (盛土規制法)

受付番号:  
BE00000246

申請状況は以下の URL で随時照会できます。  
[https://tb.logoform-st-japan.asp.lgwan.jp/status/inquiry/A-llcAE2xKMqBGS2zEm6Nlyuq8p3tFwUgrXc2B4Z7k?receipt\\_num=BE00000246&key=4d8bc9693513e63b982ff6c0ca5ebc6c7c2e1836528087e357248fd2a](https://tb.logoform-st-japan.asp.lgwan.jp/status/inquiry/A-llcAE2xKMqBGS2zEm6Nlyuq8p3tFwUgrXc2B4Z7k?receipt_num=BE00000246&key=4d8bc9693513e63b982ff6c0ca5ebc6c7c2e1836528087e357248fd2a)  
パスワード: ktu85sUATR  
URL にアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記のパスワードを入力してください。

以下、入力内容です。

▼ 「申請にあたっての注意事項」について、確認しましたか？

## 【宅造区域・特盛区域】許可申請 [フォーム2]

[URL (フォーム2)]

<https://logoform.jp/form/T8mB/967264>

申請手順	該当ページ	その他 (該当ページ)
申請開始		P25~P27
①申請内容の情報	P40	P28~P34
②手数料の算出	P41~P43	
③ファイル入力	P43	P35~P37
④クレジット内容の入力	P45~P47	
申請完了		P38

# 1.1 許可申請 [フォーム2] (①申請内容の情報)

## (5) 申請種別及び行為内容の入力

ア) メール登録から申請者等の情報入力  
(P25~P31参照)

メールアドレス  
gihujiro@pref.gihu.jp

メールアドレス(確認)  
gihujiro@pref.gihu.jp

21 / 128

21 / 128

### 申請内容

#### 申請種別

- 1【宅地造成等工事規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請（法第12条第1項）
- 2【特定盛土等規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請（法第30条第1項）
- 3【宅地造成等工事規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する変更許可申請（法第16条第1項）
- 4【特定盛土等規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する変更許可申請（法第35条第1項）

イ) 申請種別を選択してください。  
1又は2を入力してください。

#### 行為内容

- 土地の形質変更（盛土又は切土）
- 土石の堆積

ウ) 行為内容を選択してください。

### 申請の概要

#### 工事施工者の氏名又は名称

〇〇 〇〇 又は 〇〇株式会社 代表 〇〇 〇〇

0 / 60000

#### 工事の期間

着手予定月日

完了予定年月日

# 1.1 許可申請 [フォーム2] (②手数料の算定)

## (A) 手数料の確認 [1]

ア) P33まで情報  
入力完了後

盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 (m <sup>2</sup> ) 必須 A:許可の要否を判断する面積 必須	550.03	m <sup>2</sup>
B:造成する面積 (当初申請) 必須	1100.68	m <sup>2</sup>
※手数料を自動計算するため、入力する数値には、ご注意ください。		
C:土地の面積	2110.66	m <sup>2</sup>
盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大土量 (m <sup>3</sup> ) 必須	1000.85	m <sup>3</sup>
施工箇所の緯度 必須 ※世界測地系10進数表記で記載してください。(小数点以下6桁まで入力してください。)	35.391174	
施工箇所の経度 必須 ※世界測地系10進数表記で記載してください。(小数点以下6桁まで入力してください。) 必須	136.726357	
手数料計算		
盛土規制法の法12条第1項又は法30条第1項の許可申請 宅地造成等 (1,000m <sup>2</sup> 超2,000m <sup>2</sup> 以下)	39,000 円	
申請内容の確認		

手数料は、B：造成する面積  
を参照しております。

手数料を確認してください。

# 1.1 許可申請 [フォーム2] (②手数料の算定)

## (A) 手数料の確認 [2]

### ○許可手数料

盛土、切土または土石の堆積をする 土地の面積	手数料の額 (円)	
	盛土、切土の場合	土石の堆積の場合
5 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 6,0 0 0	1 1,0 0 0
5 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2 8,0 0 0	1 4,0 0 0
1,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	3 9,0 0 0	1 6,0 0 0
2,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 3,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	5 7,0 0 0	2 0,0 0 0
3,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 5,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	6 6,0 0 0	2 8,0 0 0
5,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	9 0,0 0 0	3 2,0 0 0
1 0,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 4 0,0 0 0	3 8,0 0 0
2 0,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 4 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2 2 0,0 0 0	5 3,0 0 0
4 0,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 7 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	3 5 0,0 0 0	7 2,0 0 0
7 0,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 0 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	4 9 0,0 0 0	1 1 0,0 0 0
1 0 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 超	6 3 0,0 0 0	1 3 0,0 0 0

### ○中間検査手数料

盛土または切土をする土地の面積	手数料の額 (円)
5 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2,9 0 0
5 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2,9 0 0
1,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	3,4 0 0
2,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 3,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	4,0 0 0
3,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 5,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	5,7 0 0
5,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	5,7 0 0
1 0,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 2 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	5,7 0 0
2 0,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 4 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	1 1,0 0 0
4 0,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 7 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	2 3,0 0 0
7 0,0 0 0 m <sup>2</sup> を超え 1 0 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 以内	4 0,0 0 0
1 0 0,0 0 0 m <sup>2</sup> 超	5 7,0 0 0

# 1 1 許可申請 [フォーム2] (②手数料の算定)

## (A) 手数料の確認 [3]

<b>施工箇所の緯度</b> 必須 ※世界測地系10進数表記で記載してください。(小数点以下6桁まで入力してください。) 必須 35.911746
<b>施工箇所の経度</b> 必須 ※世界測地系10進数表記で記載してください。(小数点以下6桁まで入力してください。) 必須 136.577746
<b>手数料計算</b>
盛土規制法の法12条第1項又は法30条第1項の許可申請 宅地造成等 (1,000m <sup>2</sup> 超2,000m <sup>2</sup> 以下) 39,000 円
<b>申請内容の確認</b>
申請にあたって、造成する面積等の入力情報は間違いないですか? 必須 <input checked="" type="checkbox"/> はい
申請にあたって、手数料の金額は間違いないですか? 必須 <input checked="" type="checkbox"/> はい
「申請の概要」に入力した情報を盛土規制法に基づき公表しますが、問題ありませんか? 必須 <input checked="" type="checkbox"/> はい
← 1つ前の画面に戻る    → 次の画面へ進む    入力内容を一時保存する

[追加] 手数料の金額が間違いなければ、  
チェックしてください。(必須)

# 1.1 許可申請 [フォーム2] (③電子ファイル入力)

## (8) 申請内容の確認

ア) 電子ファイル入力 (P35~P36参照)

入力フォーム

入力1 入力2 入力3 ④ 確認 ⑤ 決済情報入力 ⑥ 決済情報確認 ⑦ 完了

### 入力内容確認

申請に当たっての注意事項について、確認しましたか？  
はい

申請前に関係条例等を市町村や関係機関等に確認しましたか？  
はい

申請日  
2025年4月1日

申請者 (代理人) 情報の入力 ※こちらのメールアドレスに連絡が届きます。

氏名	岐阜 太郎
住所	〒5008570 岐阜県 岐阜市 蘇田南 2丁目 1-1
電話番号	0582728631
メールアドレス	c11655@pref.gifu.lg.jp

築造主情報の入力 ※申請者本人が施工する場合は、入力不要です。

氏名	岐阜 次郎
住所	〒5008570 岐阜県 岐阜市 蘇田南 2丁目 1-1
電話番号	0582728691
メールアドレス	gihujiro@pref.gifu.jp

申請種別  
1【宅地造成等工事規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請 (法第12条第1項)

(13) 委任状  
ファイル名: 年度+申請日+申請者名+「」+申請市町村+「」+13 (申請書番号)+「」+委任状 (申請書類名称)

(14) その他 (上記の他、都道府県が必要と認める書類)  
ファイル名: 年度+申請日+申請者名+「」+申請市町村+「」+14 (申請書番号)+「」+その他 (申請書類名称)

### 確定前金額

研修用	39,000円
確定前合計金額 (税込)	39,000円

「送信」ボタンを押すと入力内容を確認し決済情報入力に進みます

入力内容に誤りがある場合は、「1つ前の画面に戻る」ボタンを押して、修正してください。 印刷をければ「送信」ボタンを押して、決済情報入力へお進みください。

印刷する 印刷をキャンセルする 1つ前の画面に戻る → 送信

digicert EVSECURE 本サイトでの送信者様の個人情報情報はデジサートのSSLにより保護しており、デジサートの認証情報によりサイトの運営者、企業・組織の法的実在性、物理的実在性を証明しています。

イ) 確定前金額が追加されていますので、確認してください。

ウ) 【手数料ありフォームのみ】  
「送信」後にクレジットカード情報の入力が始まります。(次のページ)  
※「送信」後にこれまでに入力した内容の修正はできません。

# 1.1 許可申請 [フォーム2] (④クレジット内容の入力)

## (B) クレジットカードの内容入力

お支払い金額をご確認の上、30分以内に決済を完了してください。  
30分以内に決済を完了できなかった場合、申請はキャンセルとなりますので、再度申請をお願いいたします。

お支払い金額	
研修用	39,000円
支払い合計金額 (税込)	39,000円

クレジットカード情報の入力  
お支払いに利用されるクレジットカードの情報をご入力ください。

ご利用可能なカード一覧

VISA        JCB        

カード番号 **必須**  
1234567890123456  
※ハイフン (-) は入力しないでください。

有効期限 **必須**  
月    年

支払い回数 **必須**  
一括払い

セキュリティコード **必須**  
\_\_\_\_\_  
セキュリティコードとは、カード裏面（アメリカン・エクスプレスクードは表面）に印刷されている3桁または4桁の数字のことです。  
※ここに数字が印刷されていないカードはご利用できません。

ア) クレジットカードの内容を入力してください。

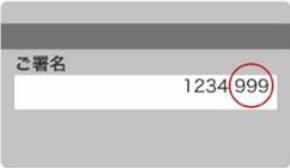
VISA                

カード番号 **必須**  
1234567890123456  
※ハイフン (-) は入力しないでください。

有効期限 **必須**  
月    年

支払い回数 **必須**  
一括払い

セキュリティコード **必須**  
\_\_\_\_\_  
セキュリティコードとは、カード裏面（アメリカン・エクスプレスクードは表面）に印刷されている3桁または4桁の数字のことです。  
※ここに数字が印刷されていないカードはご利用できません。

申請の前に以下の内容に同意して頂く必要があります。内容をご確認・同意の上、「確認画面へ進む」ボタンを押してください。  
【同意事項】  
本システムご利用にあたり、本システムを提供する自治体が指定した指定納付受託者である株式会社トラストバンク、クレジットカード会社その他の決済事業者に納付に関する事

→ 決済情報確認画面へ進む

イ) クレジットカードの内容を入力したら、クリックして次に進んでください。

# 1.1 許可申請 [フォーム2] (④クレジット内容の入力)

## (B) クレジットカードの入力内容の確認

届出申請について

入力フォーム

入力1 入力2 入力3 確認 決済情報入力 6 決済情報確認 7 完了

お支払い金額

研修用	39,000円
支払い合計金額 (税込)	39,000円

決済情報

決済方法

カード番号

有効期限

支払い回数

クレジットカード

← 1つ前の画面に戻る → 決済して申請を完了する

イ) クレジットカードの入力情報を確認し、問題なければ、クリックして申請してください。  
※こちらをクリックしたら申請完了となります。

## 2 盛土規制法変更許可申請 [フォーム2]

[URL (フォーム2)]

<https://logoform.jp/form/T8mB/967264>

申請手順	該当ページ	その他(該当ページ)
申請開始		P25~P27
①申請内容の情報	P48	P28~P34
②手数料の算出	P49~P55	P41~P43
③ファイル入力	P56	P35~P37、P44
④クレジット内容の入力		P45~P47
申請完了		P38

# 12 変更許可申請 [フォーム2]

## (5) 申請種別及び行為内容の入力 [1]

ア) メール登録から申請者等の情報入力  
(P25~P31参照)

### 申請内容

#### 申請種別

- 1【宅地造成等工事規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請（法第12条第1項）
- 2【特定盛土等規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請（法第30条第1項）
- 3【宅地造成等工事規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する変更許可申請（法第16条第1項）
- 4【特定盛土等規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する変更許可申請（法第35条第1項）

イ) 申請種別で3又は4を選択すると変更許可申請となります。

#### 行為内容

- 土地の形質変更（盛土又は切土）
- 土石の堆積

ウ) 当初許可の情報を入力してください。

#### 変更内容情報

#### 当初許可情報

許可日



許可番号

建築第〇号

変更内容区分（造成面積の変更）※以下より選択してください。

- 1 変更内容に伴って面積の増加する場合
- 2 変更内容に伴って面積が減少する場合
- 3 面積変更なし（設計の変更を伴う場合）

変更内容区分（書類の変更）

# 12 変更許可申請 [フォーム2]

## (A) 手数料の算出 [1]

○ 土石の堆積

変更内容情報

当初許可情報

許可日

許可番号

建築第○号

変更内容区分 (造成面積の変更) ※以下より選択してください。

1 変更内容に伴って面積の増加する場合

2 変更内容に伴って面積が減少する場合

3 面積変更なし (設計の変更を伴う場合)

変更内容区分 (書類の変更)

4 その他 (設計内容の変更がない場合において、書類の記載内容等の変更の場合)

申請の概要

工事施工者の氏名又は名称

〇〇 〇〇 又は 〇〇株式会社 代表 〇〇 〇〇

0 / 60000

工事の期間

着手予定月日

変更内容区分を以下のルールにより入力してください。

- ① 変更に伴って前回許可から開発面積が増加又は追加する場合・・・1
- ② 変更に伴って前回許可から開発面積が減少する場合・・・2
- ③ 面積の変更ないものの、区域内の設計内容が変更する場合・・・3
- ④ その他・・・4

⇒①～④の選択により「申請の概要」の手数料面積が異なるため、申請の際には、ご注意ください。⇒P47以降で説明

※①～④については、変更理由によって重複する可能性があることから重複選択が可能となります。

# 12 変更許可申請 [フォーム2]

## (A) 手数料の算出 [2]

盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 (m<sup>2</sup>) **必須**

A:許可の要否を判断する面積 **必須**

500.00

B:造成する面積※面積が減少する場合は、減少後の全体の造成する面積、面積の変更がない場合は、その全体の造成する面積 **必須**

※変更内容区分で2又は3を選択した場合に表示されます。

500.00

B:造成する面積※増加分の造成する面積 **必須**

※変更内容区分で1を選択した場合に表示されます。

500.00

B:造成する面積 (その他) **必須**

※変更内容区分で4を選択した場合に表示されます。

500.00

※手数料を自動計算するため、入力する数値には、ご注意ください。

C:土地の面積

500.00

各項目の入力方法は、次のページ参照

※変更手数料には上限があるため、700,000以上の数値を入力した際に赤字の注意文（下記）が出るようにしております。  
入力した数値を確認していただき、上限に該当していない場合は、そのまま申請を続けてください。

**[注意]** 変更手数料が上限になる可能性があるため、本文を表示しております。

※変更手数料の合計には、上限（土地の形質変更は630,000円、土石の堆積は130,000円）があります。

①変更手数料の合計が、上限に該当しない場合は、そのまま申請してください。

②上限を超える場合は、Bの造成する面積（その他）に100,000の数字を入力してください。

# 12 変更許可申請 [フォーム2]

## ①変更に伴って前回許可から開発面積が増加又は追加する場合

盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 (m<sup>2</sup>) **必須**

A:許可の要否を判断する面積 **必須**

500.00

B:造成する面積※面積が減少する場合は、減少後の全体の造成する面積、面積の変更がない場合は、その全体の造成する面積 **必須**

500.00

※変更内容区分で2又は3を選択した場合に表示されます。

B:造成する面積※増加分の造成する面積 **必須**

500.00

※変更内容区分で1を選択した場合に表示されます。

○造成する面積で増加分の造成する面積を入力してください。

B:造成する面積 (その他) **必須**

500.00

※変更内容区分で4を選択した場合に表示されます。

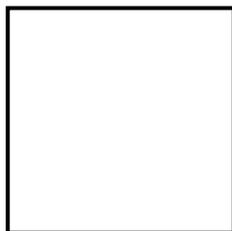
※手数料を自動計算するため、入力する数値には、ご注意ください。

C:土地の面積

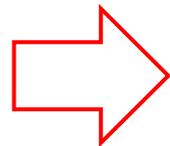
500.00

例：前回許可面積のA=600m<sup>2</sup>から開発面積がA=1500m<sup>2</sup>に増加する場合

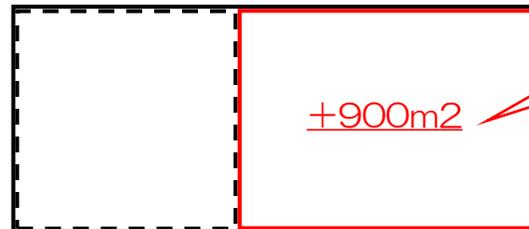
＜前回許可＞



A=600m<sup>2</sup>



＜変更申請＞



A=1500m<sup>2</sup>

変更により増加する分の面積を記入してください。

# 12 変更許可申請 [フォーム2]

## ②変更に伴って前回許可から開発面積が減少する場合

盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 (m<sup>2</sup>) **必須**

A:許可の可否を判断する面積 **必須**

500.00

B:造成する面積※面積が減少する場合は、減少後の全体の造成する面積、面積の変更がない場合は、その全体の造成する面積 **必須**

500.00

※変更内容区分で2又は3を選択した場合には表示されます。

○造成する面積の全体の面積  
※減少する場合は、減少後の造成する面積を入力してください。

B:造成する面積※増加分の造成する面積 **必須**

500.00

※変更内容区分で1を選択した場合には表示されます。

B:造成する面積 (その他) **必須**

500.00

※変更内容区分で4を選択した場合には表示されます。

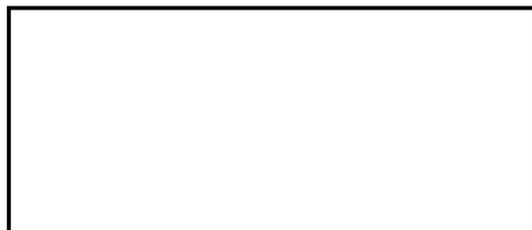
※手数料を自動計算するため、入力する数値には、ご注意ください。

C:土地の面積

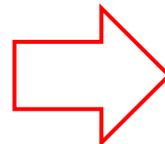
500.00

例：前回許可面積のA=1500m<sup>2</sup>から開発面積がA=600m<sup>2</sup>に減少する場合

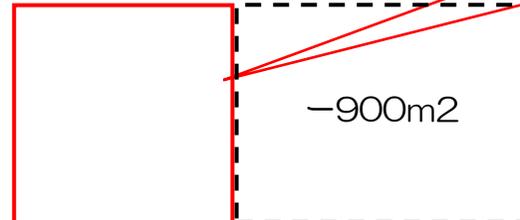
<前回許可>



A=1500m<sup>2</sup>



<変更申請>



-900m<sup>2</sup>

A=600m<sup>2</sup>

減少する場合は、減少後の面積を記入してください。

# 12 変更許可申請 [フォーム2]

## ③面積の変更ないものの、区域内の設計内容が変更する場合

盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 (m<sup>2</sup>) **必須**

A:許可の要否を判断する面積 **必須**

500.00

B:造成する面積※面積が減少する場合は、減少後の全体の造成する面積、面積の変更がない場合は、その全体の造成する面積 **必須**

500.00

※変更内容区分で2又は3を選択した場合には表示されます。

○造成する面積の全体の面積  
※減少する場合は、減少後の造成する面積を入力してください。

B:造成する面積※増加分の造成する面積 **必須**

500.00

※変更内容区分で1を選択した場合には表示されます。

B:造成する面積 (その他) **必須**

500.00

※変更内容区分で4を選択した場合には表示されます。

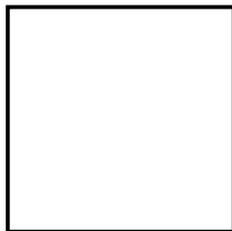
※手数料を自動計算するため、入力する数値には、ご注意ください。

C:土地の面積

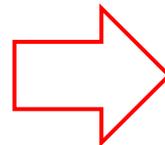
500.00

例：前回許可面積のA=600m<sup>2</sup>から面積は変更なく、構造物の変更を実施する場合

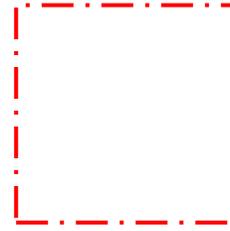
<前回許可>



A=600m<sup>2</sup>



<変更申請>



A=600m<sup>2</sup>

面積の変更がない場合は、造成する面積の全体面積を記入してください。

# 12 変更許可申請 [フォーム2]

## ④その他

盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 (m<sup>2</sup>) **必須**

A:許可の要否を判断する面積 **必須**

500.00

B:造成する面積※面積が減少する場合は、減少後の全体の造成する面積、面積の変更がない場合は、その全体の造成する面積 **必須**

500.00

※変更内容区分で2又は3を選択した場合に表示されます。

B:造成する面積※増加分の造成する面積 **必須**

500.00

※変更内容区分で1を選択した場合に表示されます。

B:造成する面積 (その他) **必須**

500.00

※変更内容区分で4を選択した場合に表示されます。

※手数料を自動計算するため、入力する数値には、ご注意ください。

C:土地の面積

500.00

○造成する面積の全体の面積  
※減少する場合は、減少後の造成する面積を入力してください。

# 12 変更許可申請 [フォーム2]

## (A) 手数料の算出 [3]

手数料の面積と手数料計算は、以下のとおりに紐づいているため、ご確認ください。  
なお、手数料の納付は、各項目の合計で納付されます。

盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 (m <sup>2</sup> ) 必須	
A:許可の要否を判断する面積 必須	
600.56	
B:造成する面積※面積が減少する場合は、減少後の全体の造成する面積、面積の変更がない場合は、その全体の造成する面積 必須	
911.57	
B:造成する面積※増加分の造成する面積 必須	
1500.58	
B:造成する面積 (その他) 必須	
900.58	
※手数料を自動計算するため、入力する数値には、ご注意ください。	
C:土地の面積	
2115.56	

手数料計算
盛土規制法の法16条第1項又は法35条第1項の変更許可申請 (造成面積の減少又は設計変更のみ) 宅地造成等 (500m <sup>2</sup> 超1,000m <sup>2</sup> 以下) 2,800円
盛土規制法の法16条第1項又は法35条第1項の変更許可申請 (造成面積の増加) 宅地造成等 (1,000m <sup>2</sup> 超2,000m <sup>2</sup> 以下) 39,000円
盛土規制法の法16条第1項又は法35条第1項の変更許可申請 (その他) 宅地造成等・土石の堆積 10,000円

# 12 変更許可申請 [フォーム2]

## (8) 申請内容の確認

物品\_「EV充電機」  
市\_3\_委任状

申請にあたって、添付した資料について間違いないですか？

申請後、審査開始された後の手数料の返金はできませんが、よろしいか。

※申請フォームにおいて、申請状況が「受付」以外の状態で「審査開始」と判断します。

手数料の面積の合計が計算されています。

### 確定前金額

研修用	51,800円
確定前合計金額 (税込)	51,800円

「送信」ボタンを押すと入力内容を確定し決済情報入力に進みます

入力内容に誤りがある場合は「1つ前の画面に戻る」ボタンを押して、修正してください。  
問題なければ「送信」ボタンを押して、決済情報の入力へお進みください。

← 最初に戻る

← 1つ前の画面に戻る

→ 送信



本サイトでの送信者様の個人情報はデジサートのSSLにより保護しており、デジサートの認証情報によりサイトの運営者、企業・組織の法的実在性、物理的実在性を証明しています。

#### 4 【宅造区域・特盛区域】変更届出（軽微な変更） 【フォーム4】

〔各建築事務所等（フォーム4）〕  
URLは、P75をご確認ください。

申請手順	該当ページ	その他(該当ページ)
申請開始		P25～P27
①申請内容の情報	P58	P28～P34
②手数料の算出	-	-
③ファイル入力		P35～P37
④クレジット内容の入力	-	-
申請完了		P38

# 13 軽微な変更 [フォーム4]

## (5) 申請種別及び行為内容の入力

ア) メール登録から申請者等の情報入力  
(P25~P31参照)

メールアドレス メールアドレス (確認)

0 / 128 0 / 128

---

**申請種別**

- 1 着手届
- 2 完了検査・確認申請
- 3 定期報告
- 4 軽微な変更の届出
- 5 中止・廃止・再開に関する届出

**行為内容**

- 土地の形質変更
- 土石の堆積

**許可済内容情報**  
※最新の許可済みの情報を入力してください。

許可日

許可番号

建築第○号

**変更内容**

- 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

**申請内容の確認**

イ) 申請種別を選択してください。

ウ) 行為内容を選択してください。

エ) 許可日、許可番号を記入してください。

オ) 変更内容を記載してください。  
※どちらかに該当しない場合は、変更許可申請の必要があります。

カ) 以後、申請内容確認等を入力してください。(P33~参照)

5 【宅造区域・特盛区域】その他申請 [フォーム3]  
(区域指定の際に既に行われている工事に関する届出、  
擁壁等に関する工事の届出、公共施設用地の転用の届出)

[URL (フォーム3)]

<https://logoform.jp/form/T8mB/945754>

申請手順	該当ページ	その他(該当ページ)
申請開始		P25~P27
①申請内容の情報	P60	P28~P34
②手数料の算出	-	-
③ファイル入力		P35~P37
④クレジット内容の入力	-	-
		P38

# 14 その他申請 [フォーム3]

## (5) 申請種別及び行為内容の入力

ア) メール登録から申請者等の情報入力  
(P25~P31参照)

メールアドレス

メールアドレス(確認)

0 / 128

0 / 128

### 申請内容

#### 申請種別 **必須**

- 1【特定盛土等規制区域】届出(法第27条)
- 2【特定盛土等規制区域】変更届出(法第28条)
- 3 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出(法第21条第1項又は法第40条第1項)
- 4 区域指定の際に既に行われている工事に関する変更届出
- 5 擁壁等に関する工事に関する届出(法第21条第3項又は法第40条第3項)
- 6 公共施設用地の転用の届出(法第21条第4項又は法第40条第3項)

イ) 申請種別を選択してください。

[注意] 令和7年3月31日までに着工している  
工事に関する届出は、  
「3 区域指定の際に既に行われている工事に関  
する届出」を選択してください。

#### 行為内容 **必須**

- 土地の形質変更
- 土石の堆積

ウ) 行為内容を選択してください。

### 申請の概要

#### 工事施行者の氏名又は名称 **必須**

〇〇 〇〇 又は 〇〇株式会社 代表 〇〇 〇〇

0 / 60000

#### 工事の期間 **必須**

着手予定月日 **必須**

エ) 以後、申請の概要等を入力してください。(P33~参照)

## 6 【宅造区域・特盛区域】 中間検査 【フォーム5】

[各建築事務所等（フォーム5）]  
URLは、P75をご確認ください。

申請手順	該当ページ	その他(該当ページ)
申請開始		P25～P27
①申請内容の情報	P62	P28～P31
②手数料の算出	P63	-
③ファイル入力		P35～P37
④クレジット内容の入力		P45～P46
		P38

# 15 中間検査 [フォーム5]

## (5) 申請種別及び行為内容の入力

ア) メール登録から申請者等の情報入力  
(P25~P31参照)

### 検査対象情報 (中間検査)

許可日 **必須**



許可番号 **必須**

建築第○号

中間検査の検査日 **必須**



ア) 検査対象について、許可日、許可番号、中間検査の検査日を入力してください。

検査対象面積 **必須**

※検査対象の面積を記載してください。 **必須**

752.6

※検査対象面積により手数料を自動的に算出するため、入力数値には、ご注意ください。

盛土規制法の第18条第1項又は第37条第1項の中間検査申請

対象面積 (500m<sup>2</sup>超1,000m<sup>2</sup>以下)

2,900 円

イ) 検査対象面積を入力してください。

手数料は、検査対象面積を参照しております。

### 申請内容の確認

申請にあたって、造成する面積等の入力情報は間違いありませんか? **必須**

はい

# 15 中間検査 [フォーム5]

## (5) 申請種別及び行為内容の入力

752.6

※検査対象面積により手数料を自動的に算出するため、入力数値には、ご注意ください。

### 盛土規制法の第18条第1項又は第37条第1項の中間検査申請

対象面積 (500m<sup>2</sup>超1,000m<sup>2</sup>以下)

2,900 円

### 申請内容の確認

申請にあたって、造成する面積等の入力情報は間違いないですか？ **必須**

はい

申請にあたって、手数料の金額は間違いないですか？ **必須**

はい

ア) 検査にあたって、事前調整をお願いしております。  
事前調整が完了していない場合は、フォームの記載にある窓口に連絡ください。

中間検査にあたって事前に検査日を調整済みですか？ **必須**

※事前調整を行わず、申請した場合は、申請を取り消させていただきます。 **必須**

はい

※事前調整については、建築指導課 (058-272-8631) まで電話で問い合わせ願います。

← 1つ前の画面に戻る

→ 次の画面へ進む

📄 入力内容を一時保存する

イ) 以後、ファイル等を入力してください。(P35~参照)  
※手数料はP44~P46参照

## 7 【宅造区域・特盛区域】完了検査 [フォーム4]

[各建築事務所等（フォーム4）]  
URLは、P75をご確認ください。

申請手順	該当ページ	その他(該当ページ)
申請開始		P25～P27
①申請内容の情報	P66	P28～P31
②手数料の算出	-	-
③ファイル入力		P35～P37
④クレジット内容の入力	-	-
申請完了		P38

# 16 完了検査 [フォーム4]

## (5) 申請種別及び行為内容の入力

ア) メール登録から申請者等の情報入力  
(P25~P31参照)

申請内容

申請種別 **必須**

1 完了検査 (確認申請)  
 2 定期報告  
 3 軽微な変更の届出  
 4 工事の廃止に関する届出

行為内容 **必須**

土地の形質変更  
 土石の堆積

検査対象情報 (完了検査)

許可日 **必須**

許可番号 **必須**

建築第○号

完了検査 (確認検査) の検査日 **必須**

完了検査 (確認検査) の検査時間 **必須**

申請内容の確認

申請にあたって、入力情報は、間違いないですか? **必須**

はい

完了検査にあたって事前に検査日を調整済みですか? **必須**  
※事前調整を行わず、申請した場合は、申請を取り消させていただきます。 **必須**

はい

イ) 申請種別を選択してください。

ウ) 行為内容を選択してください。

エ) 許可日、許可番号、検査日を記入してください。

エ) 検査にあたって、事前調整をお願いしております。  
調整済みの場合は、チェックしてください。  
事前調整が完了していない場合は、窓口に連絡ください。

オ) 以後、ファイル等を入力してください。(P35~参照)

## 8 【宅造区域・特盛区域】定期報告

[各建築事務所等（フォーム4）]  
URLは、P75をご確認ください。

申請手順	該当ページ	その他(概要ページ)
申請開始		P25～P27
①申請内容の情報	P67	P28～P31
②手数料の算出	-	-
③ファイル入力		P35～P37
④クレジット内容の入力	-	-
申請完了		P38

# 17 定期報告 [フォーム4]

## (5) 申請種別及び行為内容の入力

ア) メール登録から申請者等の情報入力  
(P25~P31参照)

### 申請種別

- 1 着手届
- 2 完了検査・確認申請
- 3 定期報告
- 4 軽微な変更の届出
- 5 中止・廃止・再開に関する届出

ア) 申請種別を選択してください。

### 行為内容

- 土地の形質変更
- 土石の堆積

イ) 行為内容を選択してください。

### 申請内容の確認

申請にあたって、入力情報は、間違いありませんか？

- はい

イ) 以後、ファイル等を入力してください。(P35~参照)

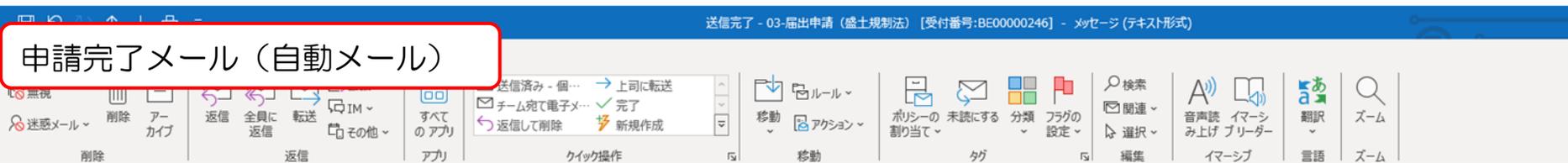
---

その他

- 1 申請状況の確認方法について
- 2 適合証明書の申請方法について

# 18 その他（申請状況の確認）

## ○申請状況の確認 [1]



送信完了 - 03-届出申請（盛土規制法） [受付番号:BE00000246]

no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp  
宛先 ○ 建築指導課

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。  
※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

ご入力ありがとうございました。

フォーム名:  
03-届出申請（盛土規制法）

受付番号:  
BE00000246

申請状況の確認は、以下のアドレスに入力してください。  
※パスワードは後ほど使用します。

申請状況は以下の URL で随時照会できます  
[https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/status/inquiry/A-lIcAEzXKMqBGSzZtmbNLYuq8p3t-wUgrXc2B4ZZk?receipt\\_num=BE00000246&key=4d8bc9693513e63b982ff6c0ca5ebc6c7c2e1836528087e357248fd2ade77819](https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/status/inquiry/A-lIcAEzXKMqBGSzZtmbNLYuq8p3t-wUgrXc2B4ZZk?receipt_num=BE00000246&key=4d8bc9693513e63b982ff6c0ca5ebc6c7c2e1836528087e357248fd2ade77819)  
パスワード：ktu85sUAtR  
URL にアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記のパスワードを入力してください。

以下、入力内容です。

▼ 「申請にあたっての注意事項」について、確認しましたか？

# 18 その他（申請状況の確認）

## ○申請状況の確認 [1]

ア) メール記載のパスワードを入力してください。

イ) 送信をクリックして次に進んでください。

ウ) 現在の申請状況を確認してください。  
(申請直後は、「受付」となります。)

「対応完了」の場合、審査も完了したことを表しております。  
※届出の提出確認は、こちらが「対応完了」になったことをもって確認してください。

## 9 その他（適合証明書）〔フォーム2〕

〔URL（フォーム2）〕

<https://logoform.jp/form/T8mB/967264>

申請手順	該当ページ	その他(該当ページ)
申請開始		P25～P27
①申請内容の情報	P72～P73	P28～P34
②手数料の算出		P41～P44
③ファイル入力		P35～P37、P47
④クレジット内容の入力		P45～P46
申請完了		P38

# 18 その他（適合証明書〔フォーム2〕）

## （5）申請種別及び行為内容の入力

ア) メール登録から申請者等の情報入力  
(P25~P31参照)

電話番号 0 / 15

メールアドレス 0 / 128

メールアドレス メールアドレス (確認) 0 / 128

### 申請内容

#### 申請種別

- 1【宅地造成等工事規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請（法第12条第1項）
- 2【特定盛土等規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請（法第30条第1項）
- 3【宅地造成等工事規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請（法第12条第1項）
- 4【特定盛土等規制区域】宅地造成及び特定盛土等に関する許可申請（法第30条第1項）
- 5 その他申請（適合証明書等）

イ) 申請種別を選択してください。

#### 行為内容

- 土地の形質変更（盛土又は切土）
- 土石の堆積

ウ) 行為内容を選択してください。

#### 適合証明書関係

この適合証明書は、当該盛土及び切土（当該行為）に対して、法の規定の適合（許可を要しない等）していることを証するもので、既存の盛土、切土及び擁壁等（既存盛土等）の安全性を証明するものではありません。申請にあたって、左記事項について了解しましたか？

はい

申請区域に既存の盛土、切土及び擁壁等（既存盛土等）がある場合は、土地の所有者、管理者又は占有者において、安全性を確認した上で、当該盛土及び切土（当該行為）を実施する必要があります。申請にあたって、左記事項について了解しましたか？

はい

# 18 その他（適合証明書〔フォーム2〕）

## （5）申請種別及び行為内容の入力

### 行為内容

- 土地の形質変更（盛土又は切土）
- 土石の堆積

ア) 適合証明書関係の注意事項です。確認して問題なければ、チェックをしてください。

### 適合証明書関係

この適合証明書は、当該盛土及び切土（当該行為）に対して、法の規定の適合（許可を要しない等）していることを証するもので、既存の盛土、切土及び擁壁等（既存盛土等）の安全性を証明するものではありません。申請にあたって、左記事項について了解しましたか？

はい

申請区域に既存の盛土、切土及び擁壁等（既存盛土等）がある場合は、土地の所有者、管理者又は占有者において、安全性を確認した上で、当該盛土及び切土（当該行為）を実施する必要があります。申請にあたって、左記事項について了解しましたか？

はい

単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、原則として交付の対象となりません。申請にあたって、左記事項について了解しましたか？

はい

許可が必要な場合には、許可証の写しで足りることから、通常、発行は不要です。申請にあたって、左記事項について了解しましたか？

はい

宅地造成等規制法（旧法）における適合証明書の申請ではありませんか？

※旧法に基づく適合証明書の方法は、従来の書面での方法となります。許可を受けた窓口にご確認ください。

はい

イ) 盛土規制法の申請であることの確認です。確認して問題なければ、チェックをしてください。  
※旧法に基づく申請の場合は、従来の方法になります。

### 申請の概要

※許可を受けた案件において、こちらで入力した内容を公表します。

ウ) 以後、ファイル等を入力してください。（P35～参照）

工事施工者の氏名又は名称

## 19 よくある質問

---

### ○よくあるご質問

Q1：電子申請において、クレジットカードで手数料を支払った際に証明書が発行されるのか。

A1：証明書は発行されません。決裁完了後に申請者に送付される「決済完了メール」をご確認ください。

Q2：届出を受け取った証明書は発行されますか。

Q2：届出の確認は、申請状況が「対応完了」になったことをもって証明としてください。

# 19 各種窓口・フォームURL

## ○審査担当窓口（許可権者） [フォーム1・フォーム2・フォーム3]

窓 口	連絡先
建築指導課 盛土規制係	住所：岐阜市藪田南2-1-1 県庁11階 電話：058-272-8631

フォーム番号	URL
案内フォーム	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/848954">https://logoform.jp/form/T8mB/848954</a>
1 [事前協議]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/945306">https://logoform.jp/form/T8mB/945306</a>
2 [許可申請]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/967264">https://logoform.jp/form/T8mB/967264</a>
3 [届出申請]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/945754">https://logoform.jp/form/T8mB/945754</a>

## ○中間・完了検査、定期報告の申請窓口（検査者） [フォーム4・フォーム5]

窓 口	所 管 区 域	連絡先	フォーム番号	URL
建築指導課 盛土規制係	<u>岐阜地区</u> 各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	住所：岐阜市藪田南2-1-1 県庁11階 電話：058-272-8631	4 [完了検査]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/945767">https://logoform.jp/form/T8mB/945767</a>
			5 [中間検査]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/963353">https://logoform.jp/form/T8mB/963353</a>
岐阜・西濃 建築事務所	<u>西濃地区</u> 大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡	住所：大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内 電話：0584-73-1111	4 [完了検査]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/975125">https://logoform.jp/form/T8mB/975125</a>
			5 [中間検査]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/975146">https://logoform.jp/form/T8mB/975146</a>
中濃 建築事務所	<u>中濃地区</u> 可児市、関市、美濃市、美濃加茂市、郡上市、加茂郡、可児郡	住所：美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 電話：0574-25-3111	4 [完了検査]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/970949">https://logoform.jp/form/T8mB/970949</a>
			5 [中間検査]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/971061">https://logoform.jp/form/T8mB/971061</a>
東濃 建築事務所	<u>東濃地区</u> 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市	住所：多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 電話：0572-23-1111	4 [完了検査]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/971309">https://logoform.jp/form/T8mB/971309</a>
			5 [中間検査]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/971313">https://logoform.jp/form/T8mB/971313</a>
飛騨 建築事務所	<u>飛騨地区</u> 高山市、飛騨市、下呂市、大野郡	住所：高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 電話：0577-33-1111	4 [完了検査]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/970199">https://logoform.jp/form/T8mB/970199</a>
			5 [中間検査]	<a href="https://logoform.jp/form/T8mB/970959">https://logoform.jp/form/T8mB/970959</a>